

1 本市の財政状況

本市の財政は、市債の繰り上げ償還をはじめ、事業の見直しや補助金の見直し、各種基金への計画的な積立等、様々な取り組みにより各種財政指標が改善され健全財政が維持されている。

しかしながら、本市の直面する課題として、少子高齢化により歳入の根幹をなす市税収入の増加が見込めないことや、市税と並ぶ主要な一般財源である普通交付税の一本算定により、合併特例期間及び激変緩和措置期間の終了となる平成 33 年度には、現在の交付額と比較すると約 12 億円の減収が見込まれること等が挙げられる。また、歳出においても、少子高齢化の進展等による医療福祉関係経費など社会保障費の増加は避けがたく、消費税率改正に伴う地方配分額を財源としつつも地方負担分は確実に増加する状況である。更に、「下野市総合計画後期基本計画」（以下「後期基本計画」という。）に基づく各施策に取り組むため、財源として極めて優位な合併特例債の有効活用を図るとはいえ、後年度には、それらの事業に係る市債償還額の増加による財政負担が強いられることは確実である。そのためにも、全庁を挙げて合併特例期間が終了する平成 28 年度以降の財政運営に備えた経常経費の削減への取り組みが必要である。

本市においては、平成 25 年 3 月に「第二次下野市長期財政健全化計画」（以下「健全化計画」という。）を策定し、財政の健全化に取り組んでいるところであるが、新年度予算の編成においては、限られた財源の中、長期的な健全財政を堅持するためにも事業の取捨選択等、厳しい取り組みが求められる。

2 国・県の動向

内閣府が発表した 9 月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断を「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、「先行きについては、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」としている

これを受けた国政の基本的態度として、大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、持続的成長の実現に全力で取り組むとしている。

今後の市予算編成にあたっては、平成 26 年 12 月に最終判断される「消費税率の 10%への引上げ」や、子ども・子育て支援新制度の導入をはじめとする「社会保障制度改革」の影響などを注視し、適時適切に対応していく必要がある。

また、県においては、「財政健全化取組方針」により、平成 27 年度においても財政健全化の取組を緩めることなく継続するとしており、中でも、医療福祉関係経費の義務的経費の増加や新たな行政需要への対応等により、引き続き財源不足が見込まれることから、市町村への財政支援については、これまで以上に厳しい状況が予測されるものである。

3 編成の基本方針

厳しい財政事情ではあるが、平成 26 年度予算編成に引き続き、健全化計画の遵守により健全財政を堅持しつつ、後期基本計画に掲げる重点戦略事業に着実に取り組むため、予算の大胆な重点化を図りながら「**重点戦略実行予算**」と位置付けて編成するものである。

そのためにも、事務事業評価に基づく施策の優先順位の洗い直しと無駄を徹底して排除することの双方を目指した、メリハリのついた予算とする。

なお、編成のための基本的な考え方として、特に重要な次の 3 項目を示すので、十分に留意のうえ、編成作業にあたること。

- (1) 後期基本計画に定める重点戦略の着実な推進
 - ・重点戦略事業の積極的、計画的実行
 - ・重点戦略のための予算の別枠確保（投資的経費、経常枠内経費）
- (2) 事務事業評価に基づく事業の選択と集中
 - ・既存事業の実施効果と必要性、継続性の検証
 - ・施策の優先順位の洗い直しと徹底的な無駄の排除
 - ・新規事業立ち上げに替わる既存事業の廃止・見直し
- (3) 合併特例債の有効活用と特定目的基金等の積極的活用
 - ・極めて有効な財源である合併特例債の計画的な活用
 - ・特定目的基金及び指定寄付金の活用

4 査定の重点ポイント

予算編成時の大きな課題である健全財政の堅持と次期総合計画を見据えた事業推進のため、本年度においては、次の 5 項目を査定の重点ポイントとして定めたので、各部局内の十分な協議・調整の結果に基づき、適正な要求をされること。

- (1) 投資的経費（一般財源分）の枠配分による計画的な執行
 - 枠配分額を査定の上限とするので、各部局が主体となり、施策の片寄りが無く、最大限の効果を見込まれるよう、部局内で配分枠の範囲内に調整すること。
- (2) 経常枠内経費（一般財源分）の枠配分による 2%削減
 - ・前年度の重点戦略事業費分を削減対象額から除き、2%の削減額を設定
 - ・前年度、未調整額を削減額に加算し、調整超過額を削減額から控除
 - 上記の算定方法による枠配分額を査定の限度額とするので、重点戦略事業の推進を図りながら、各部署を基本に部局内調整も視野に入れながら、事務事業評価に基づき、事業の選択と集中やスクラップ&ビルドの原則により、主体的な調整を行うこと。
- (3) 次期総合計画を見据えた事業の推進に向けた予算措置

平成 27 年度は、総合計画後期基本計画の最終年度となることから、これまで計画的に推進してきた各種施策の実現に向けてとともに、次期総合計画を見据えた予算とすること。

また、今後の本市における少子化対策及び定住化促進施策に対応した予算とすること。

(4) 団体運営費補助金の見直しによる予算措置

平成 26 年度に実施した 3 年毎の補助金見直し結果は、平成 27 年度当初予算に反映させることとする。したがって、補助金交付額の算出方法に当たっては、補助金見直しでの改善工夫が図られたものとする。

(5) 個別査定の重視

平成 27 年度は、総合計画後期基本計画の最終年度となることから、事業内容の確認を行うため、枠配分による部局内調整を尊重のうえ個別査定を行うこととする。

5 要求基準等

以上を踏まえ、各部局においては、国・県施策の反映はもとより、合併特例債の有効活用による新市まちづくりや市民サービスを最大限に図る観点から既存施策の成果を検証し、選択と集中、スクラップ&ビルドの考え方にに基づき、主体的に事業の再構築を行い、別に定める「予算要求要領」のほか、次の留意点を遵守し、予算要求すること。

6 予算要求の留意点

- (1) 各部局（各部署）の要求額は、別表「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求基準額の範囲内とする。
- (2) 現在、不確定ではあるが、消費税税率改正や社会保障制度改革などの制度改正と相まった国の経済対策に対応するため、各課においては、情報収集に万全を期するとともに、昨年度同様、新年度要求予算のうち今年度補正予算により早期着手が可能となる事態も想定し、柔軟な対応が図れるよう準備を進めること。
- (3) 後期基本計画に定める重点戦略事業の着実な推進を図る予算とすること。
- (4) 各部局とも自らの判断と責任において、市民ニーズを的確に把握した上で事業の優先順位を見極め、メリハリの効いた要求とすること。また、事業手法の見直しや自主財源の確保など、歳入・歳出全般にわたる事業内容の徹底した見直しを図ること。
- (5) 国・県補助事業、市単独事業を問わず、通年予算の考え方にに基づき要求することとする。
ただし、今後の国・県の予算編成や地方財政対策の動向等によっては、予算編成作業の弾力的な対応が必要となるので十分留意すること。
不透明な施策等については、現行制度による要求を認めるが、情報収集に努めること。

(6) 国・県補助金の導入について最大限の努力を図り、財源の確保に努めること。市単独事業については、事務事業評価結果を勘案しつつ、事業継続の必要性から再検証し、廃止又は大幅な見直しを図ること。また、事業費と受益者数を比較し効率性の悪い事業は見直すこと。

(7) 普通建設事業の要求に当たっては、用地補償、実施設計等の進捗状況を確認したうえで、関係課や関係機関との協議が整理されるなど、年度内の執行完了が確実な事業費のみを要求すること。(継続費予算を除く)

(8) 組織機構改革に伴い、原則的に平成 27 年度から新組織への移行となる。したがって、これに伴う予算措置に不備が生じることが無いよう関係部署間での調整のうえ、適正な予算要求とすること。

また、新庁舎建設工事は、平成 28 年 1 月の完成が予定されていることから、平成 27 年度に実質的な開庁準備を完了させることとなる。よって、各部署においては、新庁舎での業務開始時の状況を十分に想定した予算とすること。

別表 要求基準表

経費の区分	要求基準
1 投資的経費（重点戦略事業分）	事業費及び事業計画年度を精査の上、所要の見込み額 (通常の投資的経費とは別枠で配分。)
2 投資的経費	各部署の枠配分額内
3 経常枠内経費（重点戦略事業分を含む。）	各部署または各部署の枠配分額内 <u>(前年度配分額から重点戦略事業分を除いた額の 2% を削減額とする。前年度、未調整額を削減額に加算し、調整超過額を削減額から控除。)</u> ※ただし、補助金や委託料等、予算要求要領に基づき適正に算出された額とする。
4 経常枠外経費（人件費、公債費）	所要の見込み額
5 経常枠外経費（扶助費等、法令等に基づくものに限る。）	決算状況による増減要因と新たな増減要因を十分に精査・分析の上、所要の見込み額
6 経常枠外経費（各特別会計繰出金）	各特別会計の決算状況と新年度の計画を精査した上、ルールに基づく所要の見込み額
7 経常枠外経費（一部事務組合等分担金、負担金）	算出方法を精査の上、所要の見込み額